

- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格においてA級に格付けされている者であること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本公告に示した委託業務と同程度の警備業務の実績を有し、当該委託業務を確実に履行できることを証明した者であること。
- 3 入札者に要求される事項
入札に参加を希望する者は、2の(4)及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成13年3月16日午後5時までに4の(1)の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
なお、提出された書類を審査した結果、当該業務を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。
- 4 入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県総務部管財調庁舎管理・整備担当
電話 087-832-3075
(2) 郵便による入札
可とする。ただし、書留郵便に限る。(郵送による入札書の受領期限は、平成13年3月22日午後5時までとする。)
(3) 入札説明会の日時及び場所
平成13年3月13日午後2時 香川県庁北館3階入札室
(4) 入札及び開札の日時及び場所
平成13年3月23日午後2時 香川県庁北館3階入札室
5 その他
(1) 入札保証金及び契約保証金
規則第152条各号に該当するときは、免除する。
(2) 入札の無効

- 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる業務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- (3) 入札又は開札の取消し又は延期
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
 - (4) 落札者の決定方法
規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (5) 落札の無効
落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵送する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。
 - (6) 予約完結権の譲渡
落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。
 - (7) 契約書作成の要否 要
 - (8) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成13年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生じる。
 - (9) その他 詳細は、入札説明書による。
- 香川県公債法第十八条
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第二項の規定による変更の届出があったので、法律第六條第三項に於いて準用する法律第五條第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十三年三月六日

一 届出の概要

1 届出者の名称及び住所

ジャスコ株式会社

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ多度津ショッピングセンター

仲多度郡多度津町北鴨二丁目六二七番地ほか

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項のうち駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

数 三箇所

位置 別図のとおり

変更後

数 二箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更する年月日

平成十三年三月一日

5 変更する理由

敷地北側に隣接する町道からの駐車場出入口を利用することで予想される当該町道と都市計画道路堀江丸亀線との三枝交差点での交通渋滞を解消するため。

二 届出年月日

平成十三年二月二十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

多度津町役場産業課

2 縦覧期間

平成十三年三月六日（火曜日）から平成十三年七月六日（金曜日）まで

なお、法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十三年七月六日（金曜日）まで）に次の提出先に到着するように提出するものとする。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号 七六〇一八五七〇

高松市番町四丁目一番十号

香川県商工労働部商工政策課商業振興担当

●香川県公告第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業真元地区）を行うことについて平成十三年二月九日適当と決定した。

その関係書類を坂出市役所において平成十三年三月八日から二十日間縦覧に供する。

平成十三年三月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊郡仁尾町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）丸山地区）を行うことについて平成十三年二月二十日適当と決定した。

その関係書類を仁尾町役場において平成十三年三月八日から二十日間縦覧に供する。